

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：火薬類取締法
規制の名称：実包等火薬類の譲受け許可
規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付
評価実施時期：平成31年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

全国的に鳥獣による農林水産被害、環境生活被害、自然生態系への被害が深刻化している中で、環境省及び農林水産省の両省は、平成25年12月に抜本的鳥獣捕獲強化対策を発表し、平成35（2023）年までにシカ、イノシシの個体数の半減目標を掲げ、鳥獣による農林水産被害等の低減を目指している。環境省は、当該目標達成のため、平成26年から「指定管理鳥獣捕獲等事業」（※1）を創設し、鳥獣による農林水産被害等の低減に向けて、都道府県等がこれまで当該事業を実施してきているところ。

現状は、当該事業の従事者が猟銃（実包）を使用する場合には、各個人が居住地の都道府県公安委員会（警察署）への実包の譲受け許可申請が必要となっているが、当該事業の従事者のほとんどが鳥獣の捕獲を専従で行っておらず、本業や副業先との関係で、平日に休暇等を取得して許可申請を行うことが負担となり、事業着手に時間を要する場合があることが明らかとなった（※2）。そのため、現行の規制を維持した場合、効率的な鳥獣捕獲（※3）や鳥獣被害の低減に影響を及ぼす恐れがある。

（※1）都道府県知事が定める第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の捕獲強化を目的に都道府県等が実施する事業

（※2）鳥獣の捕獲は、複数の従事者が協力して行うことが一般的であるため、一部の従業者の実包の譲受け許可等の取得が遅れた場合には、全体として事業を開始することができない。また、鳥獣の捕獲を最も効率的に行うことができるとされているのは春季（4月）（※3）だが、都道府県の実施する指定管理鳥獣捕獲等事業は、交付金の予算制約のため、年度が切り替わる4月前には契約を結ぶことができず、4月以降に契約を結んだ後に、各種許可申請が必要となるため、早期の手続きが不可欠となる。

（※3）春季（4月）は、開業前の見通しが確保しやすい時期であり、さらにニホンジカの出産期前、農繁期前となるため、この時期に事業を開始することは被害を与える鳥獣の捕獲を早め、必然的に鳥獣被害の軽減に資する。また、平成25年12月「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（環境省・農林水産省）においても、「ニホンジカやイノシシなどが出産期を迎える前の春先に集中的な取組を推進することにより、効率的な対策を推進する。」旨、記載されている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

指定管理鳥獣捕獲等事業については、①都道府県、②国の機関又は③都道府県又は国の機関から委託を受けた者が事業を実施することが可能だが、実態上、③都道府県又は国の機関から委託を受けた者が、9割以上事業を担っている。都道府県の実施する指定管理鳥獣捕獲等事業は、交付金の予算制約のため、予算年度が切り替わる4月前には、事業を開始できず、都道府県が事業者へ委託する場合には、手続に時間を要すことになっている。

また、事業開始後は、従事者が各々警察署から実包の譲受け許可を取得する必要があるが、当該許可を取得するためには、居住地の警察署へ申請を行わなければならない。しかし、当該事業に従事する者のほとんどが、鳥獣の捕獲を専従で行っているわけではないため、平日に休暇等を取得して手続を行う必要があるなど、従事者にとっての一定の事務手続きコストが生じている。

さらに、鳥獣の捕獲は、複数の従事者が協力して行うことが一般的であるため、一部の従業者の実包の譲受け許可の取得が遅れた場合、全体として事業を開始することができず、実際に事業開始から許可取得に1ヵ月程度要したケースもあり、事業の開始が5月中旬頃になってしまった事例もでてきている。一般的には鳥獣の捕獲を効率的に行うことができるとされている春季から早期に事業を開始できないことが、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっての課題となっている。

[規制緩和の内容]

火薬類取締法その他法令等により、公共安全が確保されることを前提(※1)として、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者について、都道府県公安委員会の許可を受けることなく、経済産業省令で定める数量以下の実包の譲受けを行うことができるよう改正を行うもの。

これにより、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託契約後、遅滞なく、従事者が実包の譲受けができるようになり、事業の早期着手が可能となることから、事業の円滑化に資すると考えている。

(※1)

- ①交付金を使用した事業という観点で、都道府県が、不要な実包を購入しないように監督をしていること
 - ②火薬類取締法において、一度に貯蔵できる実包の数量が制限されていること
 - ③都道府県公安委員会が、銃砲所持者等に対し、各種講習会や申請手続時、銃砲一斉検査の場等の種々の機会を捉え、銃砲等の管理の徹底について、引き続き指導を行うこと
- 等により、行政の監督できない範囲で、多量の実包が不正に流通しないよう、引き続き必要な措置が講じられる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

当該規制緩和は、都道府県公安委員会における一定数量以下の火薬類の譲受け許可を不要とするものであり、新たな許可コストは発生しない。

平成 30 年 12 月 25 日閣議決定により、都道府県担当者から指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者に対し捕獲従事者の実包の管理を徹底させるよう毎年度開催される都道府県鳥獣行政担当者会議等を通じて指導を行うこととなったが、既存のスキームを活用するため、モニタリングに係る追加コストは発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

全国的に鳥獣による農林水産被害、環境生活被害、自然生態系への被害が深刻化している中で環境省、農林水産省の両省は、平成 25 年 12 月に抜本的鳥獣捕獲強化対策を発表し、平成 35(2023)年までにシカ、イノシシの個体数の半減目標を掲げ、鳥獣による農林水産被害等の低減を目指している。

今回の法改正により事業開始時期が早まれば、年度明けの開業前の見通しが確保しやすい時期に捕獲事業の開始ができ、ニホンジカの出産期前や農繁期前に捕獲が開始できるため、被害を与える鳥獣の捕獲を早めることとなり、必然的に鳥獣被害の軽減に資すると考えている。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

平成 29 年度の野生鳥獣による全国の農作物被害額は、約 164 億円となっている。このうち、約 103 億円がニホンジカ、イノシシによる被害（農林水産省：全国の野生鳥獣による農作物被害状況について（平成 29 年度）より）となっており、本規制緩和によってニホンジカ、イノシシの捕獲強化等の被害防止対策が推進され、被害額の低減が図られる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

当該規制緩和に伴い、都道府県公安委員会への実包の譲受け許可申請手数料（1 件当たり 2,400 円）、許可申請時の旅費・日当相当額（県内標準額 2,450 円/回・人：参考（請負業務国内旅費単価））が不要となる。

現状、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包等（実包の材料となる火薬や雷管等も含む）の譲受け許可件数が年間約 2,800 件あり、仮に全ての申請者が規制緩和対象となり、実包を譲り受けたとした場合、手数料額で約 700 万円（※1）が不要となる。また、旅費・日当相当額は、実包の譲受け許可申請の手続きが各警察署で行われるため、当該事業の従事者はこれまで申請時及び交付時の計 2 回、警察署に通わなければならなかったが、この費用も不要になるため、約 1,400 万円（※2）が不要となり、合計約 2,100 百万円（※3）の遵守費用額の軽減が見込まれている。

（※1）実包譲受け許可申請手数料：2,400（円/回・件）×2,800（件）=6,720,000 円

（※2）旅費日当・相当額：2,450（円/回・件）×2（回）×2,800（件）=13,720,000 円

（※3）遵守費用の年間削減額：672 万円+1,372 万円=2,044 万円

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に係る一定数量以下の実包の譲受け許可を不要にすることとなるが、

- ① 交付金を使用した事業という観点で、都道府県が、不要な実包を購入しないように監督をしていること
 - ② 火薬類取締法において、一度に貯蔵できる実包の数量が制限されていること
 - ③ 都道府県公安委員会が、銃砲所持者等に対し、各種講習会や申請手続時、銃砲一斉検査の場等の種々の機会を捉え、銃砲等の管理の徹底について、引き続き指導を行うこと
- 等により、行政の監督できない範囲で、多量の実包が不正に流通することは考えられず、影響は限定的と考える。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

当該規制緩和により、遵守費用・行政費用の増大は見込まれず（上記③、④参照）、行政の監督できない範囲で、多量の実包が不正に流通するなどの副次的な影響及び波及影響も限定的と考えられる（上記⑧参照）。

一方、便益については、ニホンジカ、イノシシの捕獲強化等の被害防止対策を推進し、農作物被害の低減を図る（上記⑥参照）だけでなく、都道府県公安委員会への許可申請費用、許可申請時の旅費・日当相当額が不要になること（上記⑦参照）が見込まれることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

[代替案①の内容]

指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者は、（現行規定では、許可申請が必要なところ）届出により実包を譲り受けることができるようにする。

[費用]

- ・ 遵守費用：代替案①に伴う遵守費用は、届出書作成に係るコスト、届出書提出に係るコスト（郵便料金等）が考えられる。
 - 書類作成に係るコスト：現行の許可申請書類を作成するコストと同等以下程度。
 - 届出書類提出に係るコスト：現行規定の運用では、都道府県公安委員会に許可申請書類を持ち込むこととなっているが、届出申請とすることで郵送することが可能となるため、コストは低減すると考えられる。
- ・ 行政費用：届出書受領に係るコストが想定されるが、現行の許可申請書受領コストと比較すると、コストは同等以下（証明書発行業務が不要になるなど）になると考えられるため、コストは低減すると考えられる。

[効果（便益）]

代替案①についても、今回の法改正と同等の効果（捕獲開始が早まり、年度明けの開業前の見通しが確保しやすい時期に捕獲事業の開始ができたり、ニホンジカの出産期前に捕獲開始ができたり、農繁期前に捕獲が開始できたりするため、被害を与える鳥獣の捕獲を早めることとなり、必然的に鳥獣被害の軽減に資する）が期待できる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に係る一定数量以下の実包の譲受け許可を不要にすることとなるが、都道府県公安委員会が、銃砲所持者等に対し、各種講習会や申請手続時、銃砲一斉検査の場等の種々の機会を捉え、銃砲等の管理の徹底について、引き続き指導を行うこと等とされており、行政の監督できない範囲で、多量の実包が不正に流通することは考えられず、影響は限定的と考えられる。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案①を採用した場合、遵守費用・行政費用の増大は見込まれず、副次的な影響及び波及影響（行政の監督できない範囲で、実包が不正に流通するなど）は、限定的と考えられる。

[規制緩和案と代替案①の比較]

規制緩和案と代替案①を比較すると、効果（便益）、副次的な影響及び波及的な影響（公共安全）にほとんど違いはない。一方で、規制緩和案では、譲渡に係る行政コストが不要になり、代替案①においては、引き続き、現行の規制と同等以下のコストを要することとなるが、効果と公共安全にほとんど違いがないこと、また、鳥獣の捕獲許可事業者や狩猟者登録者は既に一定数量以下での無許可譲受許可の特例があることも踏まえ、指定管理鳥獣捕獲当事業者についても行政コストをかけて火薬類の届出を受ける必要性は低く、規制緩和案を採用することとする。

[代替案②の内容]

指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者は、数量制限なく実包を譲り受けることができるようにする。

[費用]

- ・ 遵守費用 代替案②に伴う遵守費用は発生しない。
- ・ 行政費用 代替案②は、都道府県公安委員会における一定数量以下の火薬類の譲受け許可を不要とするものであり、新たな許可コスト等の業務は発生しない。

[効果（便益）]

代替案②についても、今回の法改正と同等の効果（捕獲開始が早まり、年度明けの開業前の見通しが確保しやすい時期に捕獲事業の開始ができたり、ニホンジカの出産期前に捕獲開始ができたり、農繁期前に捕獲が開始できたりするため、被害を与える鳥獣の捕獲を早めることとなり、必然的に鳥獣被害の軽減に資する）が期待できる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

現状の制度において、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定される無許可譲受数量については、その使用実態に即しつつ、過去の火薬類使用にかかる事件・事故の再発防止の面から、適宜見直しが行われているものであり、無制限に無許可で譲受けを実施した場合、行政の監督できない範囲で、多量の実包が不正に流通するなどの影響が想定される。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案②を採用した場合、遵守費用・行政費用の増大は見込まれず、鳥獣被害の軽減も期待できるものの、副次的な影響及び波及影響（行政の監督できない範囲で、実包が不正に流通するなど）が想定される。

[規制緩和案と代替案②の比較]

規制緩和案と代替案②を比較すると、副次的な影響及び波及影響の観点から、（安全性や治安の維持などの観点から）規制緩和案の方が優れていると考える。

なお、実包については、一度に貯蔵できる数が制限されており、事業従事者の許可数の実態（ほとんどの従事者が実包 300 発（ライフル用実包については 50 発）以内）であることを踏まえると、譲受け許可を緩和し数量制限なく実包の譲受けができるようになったとしても、規制緩和案と代替案②で、効果（便益）に大きな違いはないと考える。

以上を踏まえて、規制緩和案を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

平成 28 年に、鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を円滑化する観点から、当該事業に用いる実包の譲受けについて、都道府県公安委員会の許可を要しないこととすべきとの地方分権要望が出された。

これを受け、平成 28 年 12 月、当該提案に関する対応方針が閣議決定され、火薬類の譲受けの許可については、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受けの規制の在り方について検討し、平成 30 年中に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が決定された。

上記閣議決定を踏まえて、平成 28 年から 3 ヶ年にわたり、環境省、警察庁及び経済産業省が都道府県、猟友会、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者等を対象に、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る火薬類の譲受け及び管理状況に関する実態調査を実施した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制緩和については、法律において見直し条項を置いていないため、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において『「見直し条項」がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長 5 年とする。』と定められていることに則り、5 年後を目途に、事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により効果等を把握することとする。

- ・ 効果
 - 事業着手までの平均日数の変化
 - 鳥獣による被害額の推移